

#### 第4節 消防用設備等の標識

(条例規則第5条, 別表第1)

標識類の種類	根拠法令条項	長さ(cm)		色	
		短辺	長辺	地	文字
「消火器」, 「消火バケツ」, 「消火水槽」, 「消火砂」又は「消火ひる石」と標示した標識	則第9条第4号	8以上	24以上	赤	白
スプリンクラー設備の制御弁である旨を表示した標識	則第14条第1項第3号ハ	10以上	30以上	赤	白
スプリンクラー設備の末端試験弁である旨を表示した標識	則第14条第1項第5号の2ハ	10以上	30以上	赤	白
スプリンクラー設備の送水口である旨を表示した標識	則第14条第1項第6号ホ	10以上	30以上	赤	白
水噴霧消火設備, 泡消火設備, 不活性ガス消火設備, ハロゲン化物消火設備, 粉末消火設備の起動装置である旨及び消火剤の種類を表示した標識	則第16条第3項第3号ホ(ロ) 第18条第4項第10号ロ(ホ) 第19条第5項第15号ニ 第20条第4項第12号の2 第21条第4項第14号	10以上	30以上	赤	白
泡消火設備, 不活性ガス消火設備, ハロゲン化物消火設備, 粉末消火設備のホース接続口又は設備及び消火剤の種類を標識	則第18条第4項第10号ロ(ホ) 第19条第6項第4号 第20条第5項 第21条第5項	10以上	30以上	赤	白
屋外消火栓に設ける「消火栓」と表示した標識	則第22条第4号ロ	10以上	30以上	赤	白
消防機関へ通報する火災報知設備の発信機の押ボタンである旨を表示した標識	則第25条第4項第2号	3以上	24以上	赤	白
避難器具である旨及びその使用方法を表示した標識	則第27条第1項第3号ロ	30以上	60以上	白	黒
連結散水設備の送水口である旨を表示した標識	則第30条の3第4号ニ	10以上	30以上	赤	白
連結送水管の送水口及び放水口である旨を表示した標識	則第31条第4号	10以上	30以上	赤	白

#### 備考

- 1 長さをこの表に掲げる最小限度の数値を超えるものとする場合は、短辺と長辺との比率をこの表に掲げる最小限度の数値のとおりとすること。
- 2 「消火器」の標識には、必要に応じ、普通火災用、油火災用、電気火災用等その適応性を付記することも差し支えないこと。